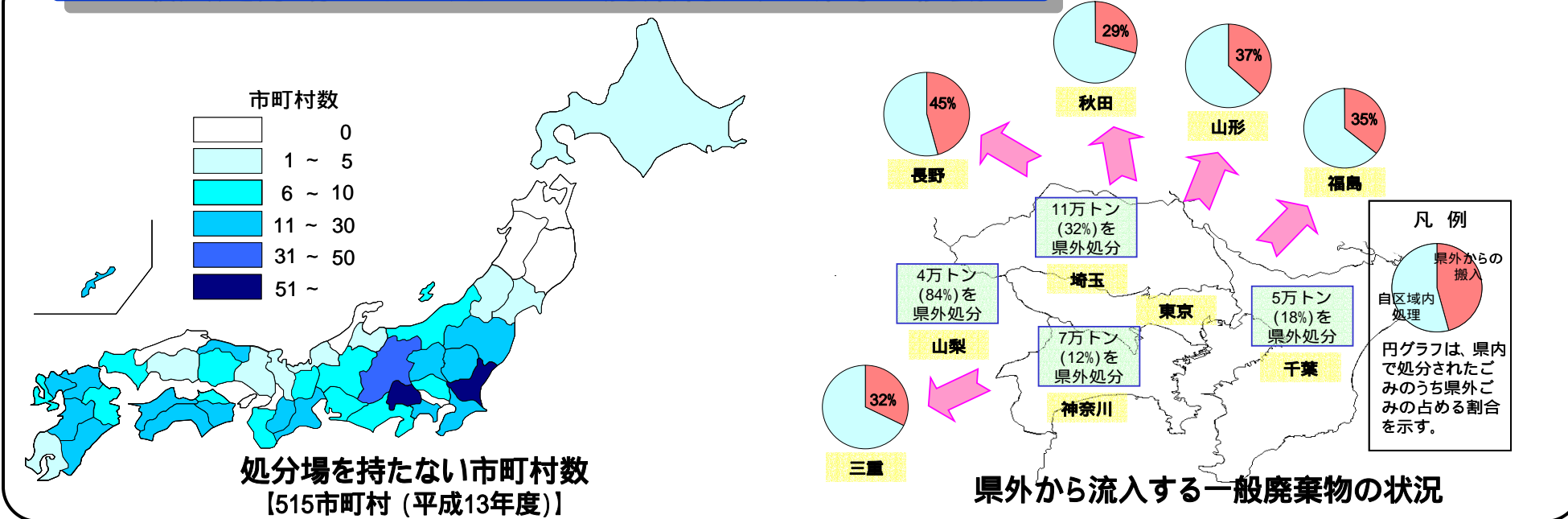


不適正処理を防止するため、国が関与して、最終処分場を適正に配置し、確保することが必要。

最終処分場のひっ迫により廃棄物が広域的に移動



廃棄物の広域的移動を通じた不適正処理事案が発生

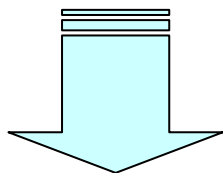
広域的な環境汚染のおそれ
元の環境に回復させるためには莫大な費用が必要

広域的移動を前提とした適正処理を推進

条約履行のためのし尿処理施設整備や廃焼却炉の解体も緊急課題。

し尿処理施設

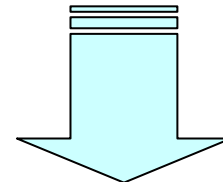
ロンドン条約により、平成19年2月以降、
し尿等の海洋投棄処分が禁止
210市町村でし尿等が海洋投棄処分
(年間処分量は東京ドーム約1杯分)



国際的約束を履行するた
め、早急に陸上処理体制を
確保することが必要

廃焼却炉の解体

ダイオキシン規制が強化される中、廃止さ
れた一般廃棄物焼却施設が約600存在

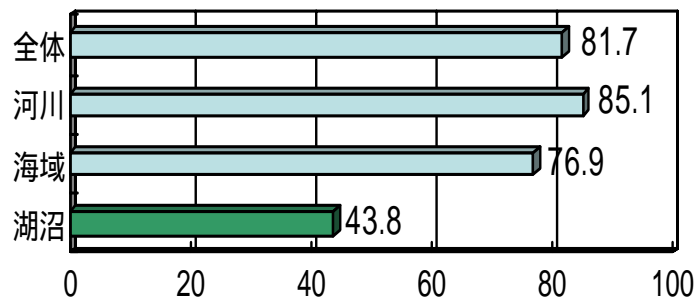


ダイオキシン対策として廃
焼却炉の解体を着実に進
めることが必要

湖沼等の水質保全対策の遅れが指摘されており、経済性・効率性に優れた浄化槽を整備することがますます必要。

公共用水域の環境基準達成率は低い

公共用水域の環境基準達成率(%)



中小市町村では浄化槽が安価

(単位：円/m³)

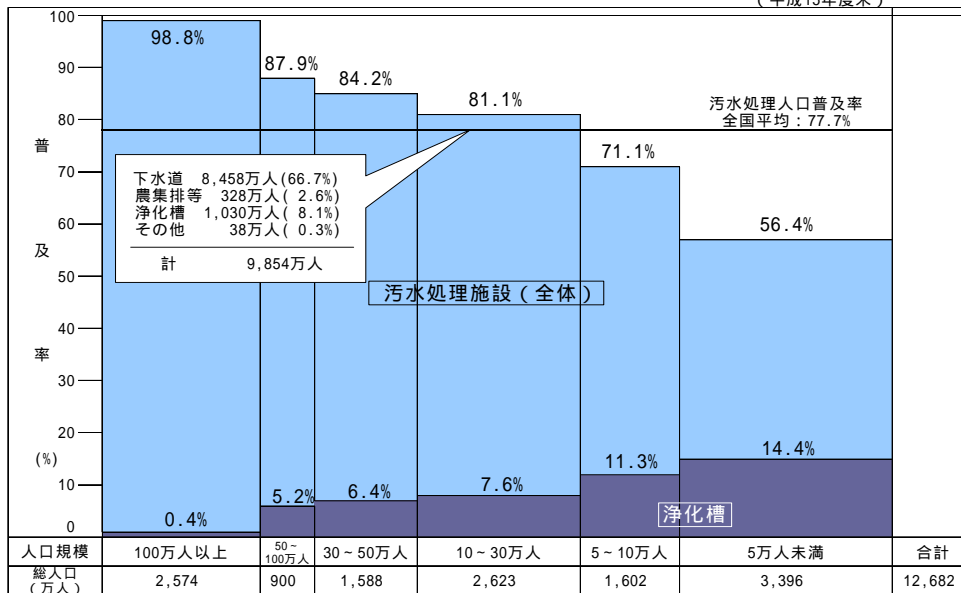
東京都及び指定都市	下水道 処理区域内人口			農業集落排水	浄化槽
	3～5万	1～3万	1万未満		
141.9	280.3	348.7	512.1	478.5	186.1

汚水1m³を処理するためのコスト(建設費及び維持管理費)

中山間地域等での生活排水処理施設の整備が必要

汚水処理人口普及状況

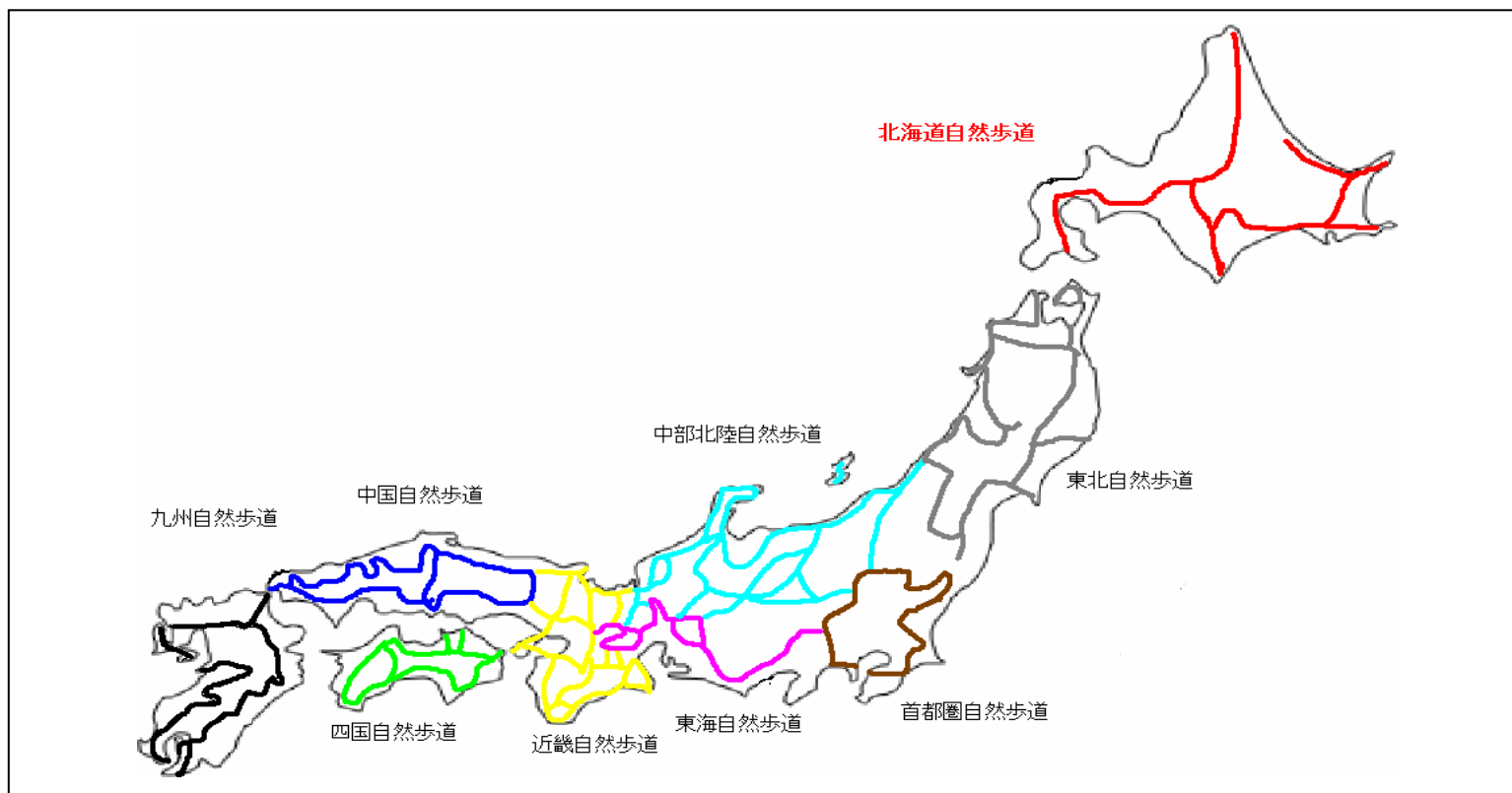
(平成15年度末)



長距離自然歩道

全国9ルート : 総延長 約26,000 km

利用者数 約5,300万人/年



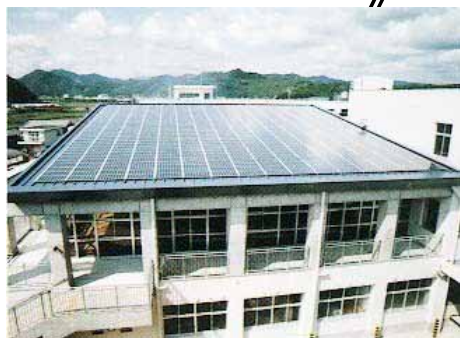
3. 非公共事業

(1) 補助金改革の対象として適切でないもの

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金等

脱温暖化社会の実現に向け、国、地方、事業者、住民が一体となって取り組むため、自治体の先進的、率先的な対策を支援。

大規模な風力発電



先進的な太陽光発電の集中設置

先進的・率先的な対策



木質バイオマスの利用

始めてわずか1年半足らず。同化・定着・定型化したものとは言えない。

17年度以降、ますます地域との連携を推進していくことが必要。

上記の補助金の財源は、全国的な観点からのエネルギー・環境政策のために徴収されたもの(石油・石炭税)であり、地方の自由な財源とすることは趣旨に沿わない。

ダイオキシン類土壤汚染対策費補助金

ダイオキシン類で汚染された土壤の対策を行う必要が生じた**特定の自治体**に対する
緊急の財政支援

土壤汚染は目に見えないストック型汚染



環境監視事業などでダイオキシン類汚染を突然発見
(かなり以前に造成した公園でも汚染発覚あり)



汚染土壤の除去・処分措置等の対策を一時にかつ早急を実施
ある日突然生じる健康被害のおそれを解消するための
特定の地域での特別の対策

本年度実施地域

和歌山県橋本市の産業廃棄物処理場跡地

(汚染土2,600m³、環境基準値の100倍のダイオキシン類)

東京都大田区の工場跡地

(汚染土1,000m³、環境基準値の570倍のダイオキシン類)

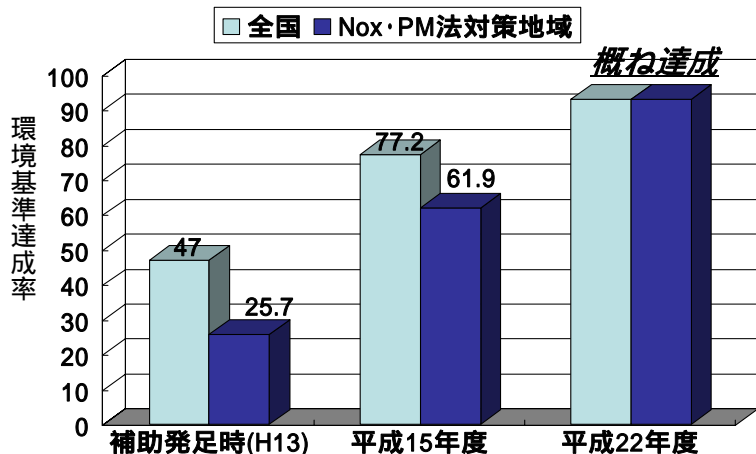
環境保全調査等補助金(ディーゼル車排出ガス低減対策推進費補助)

大都市地域を中心に大気汚染の状況は依然厳しい状況

国としても自動車NOx・PM法による規制、公害防止計画といった特別な取り組みを実施

中でも浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準の達成状況は深刻

自動車排出ガス測定局におけるSPM環境基準達成率



早期の環境基準達成に向けて、

自動車NOx・PM法規制地域等の地方自治体のみを対象

ディーゼル微粒子除去装置の装着に絞った補助

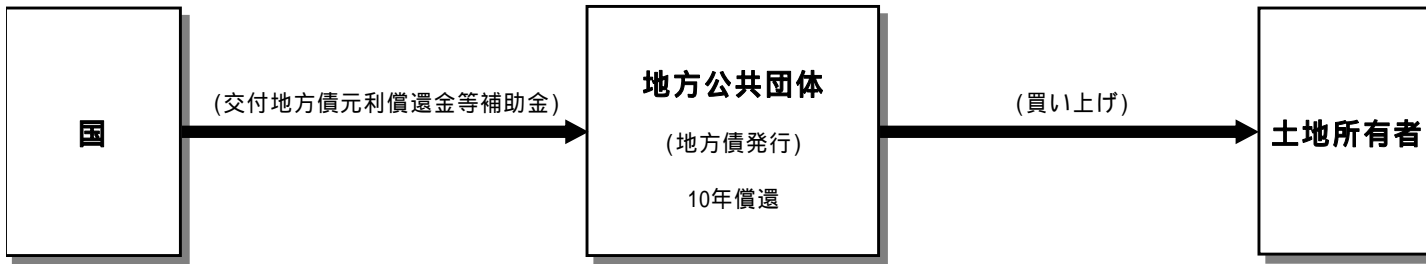
【ディーゼル微粒子除去装置】



補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> 自動車NOx・PM法対策地域(関東、関西、中京の計275市区町村) (平成16年10月現在) 公害防止計画策定地域(310市区町村) (平成16年10月現在) である地方公共団体(純計368市区町村)
対象車両	車両総重量3.5トンを超える使用過程車の大型ディーゼル自動車(対象地域で3.5トン超推計32,000台、うち補助金によるDPF装着済み約1,400台)
補助率	装着費の1/2(DPF1台あたりの価格は約100万円)
国費総額	1億円

交付地方債元利償還金等補助金

(平成16年度予算額：171百万円)



償還中の地域

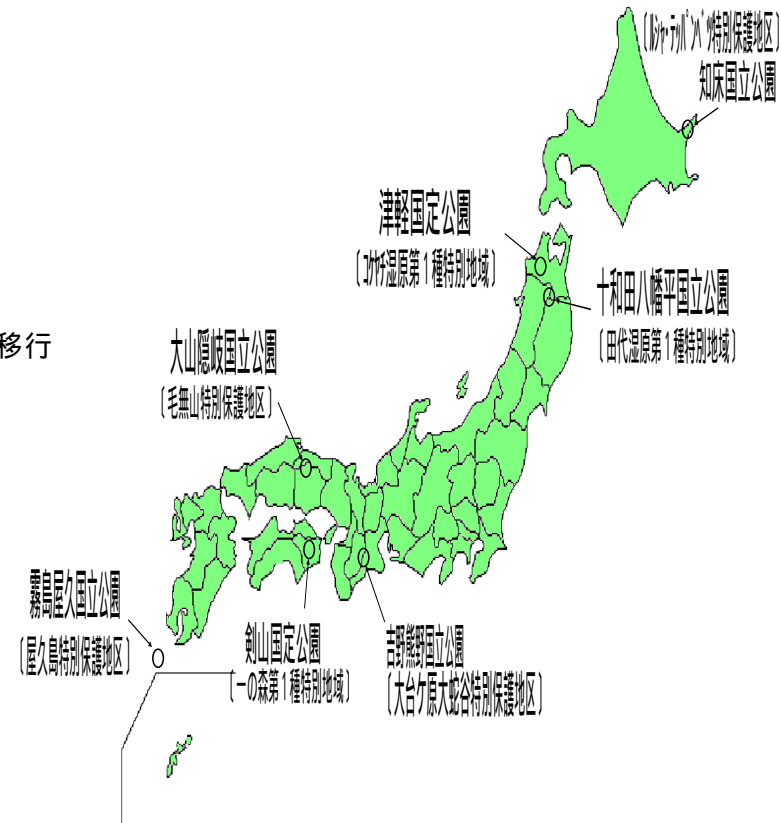
(買上対象)

公園等区分	地種区分	補助率
国立公園	特別保護地区、第1種特別地域	10/10
国定公園	特別保護地区、第1種特別地域	3/10、5/10
国指定鳥獣保護区	特別保護地区であって国内希少種の個体等の生息地	10/10
生息地等保護区	管理地区	10/10

本制度による買上はH16をもって終了。17年度からは国定公園を除き直接買上に移行既買上分については、償還終了まで補助継続

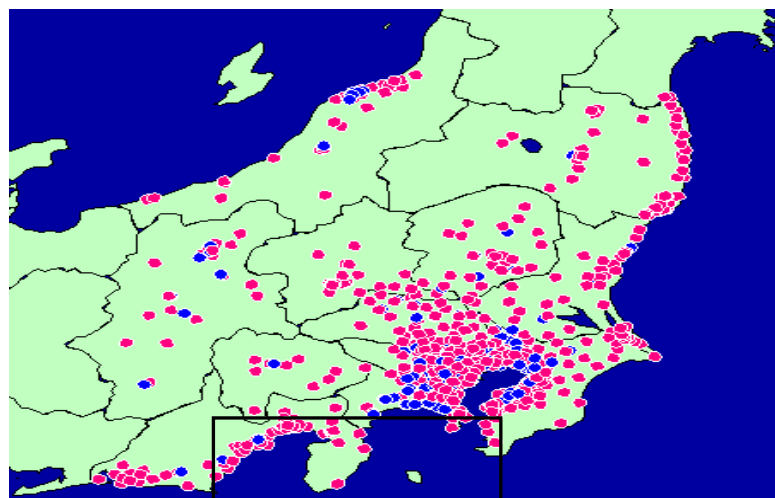
(償還完了時期一覧)

都道府県	特別保護区等	面積 (ha)	償還終了時期
北海道	知床国立公園特別保護地区	1,158.95ha	平成20年度
青森県	十和田八幡平国立公園特別保護地区	32.14ha	平成17年度
青森県	津軽国定公園第1種特別地域	6.85ha	平成22年度
奈良県	吉野熊野国立公園特別保護地区	255.08ha	平成24年度
岡山県	大山隠岐国立公園特別保護地区	70.11ha	平成24年度
徳島県	剣山国定公園第1種特別地域	47.97ha	平成17年度
鹿児島県	霧島屋久国立公園特別保護地区	418.06ha	平成26年度



(2) 環境監視関係

環境管理の基礎データの確保のため、全国的・継続的な環境監視を実現。



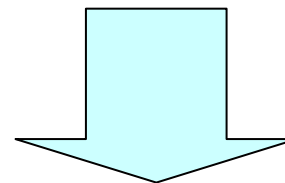
データの収集

そらまめ君

(大気汚染物質広域監視システム)

国民への情報提供

モニタリング測定局の適正配置



広域的な大気・水質汚染の
シミュレーション
河川の上下流を通じた原因
の究明

国民による環境の監視